

⑤職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

(平成26年4月1日現在)

区分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般 行政職	大学卒	251,885円	313,258円	366,084円
	高校卒	223,200円	282,800円	314,181円
技能職	高校卒	該当なし	該当なし	298,950円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合、採用後の年数をいいます。

⑥一般行政職の級別職員数の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	係長 専門員 主任	主査 係長 専門員	課長補佐 主査	課長	部長	
職員数	68人	48人	190人	200人	144人	61人	22人	733人
構成比	9.3%	6.5%	25.9%	27.3%	19.6%	8.3%	3.0%	100.0%

(注) 1 級区分は、鶴岡市の給与条例によるものです。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級の代表的な職名です。

⑦職員の手当の状況

(ア) 期末・勤勉手当 (平成26年度支給割合)

区分	鶴岡市			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分	1.40月分	2.60月分	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.60月分	0.65月分	1.25月分	0.675月分	0.675月分	1.35月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置…有				同左		

(イ) 退職手当 (平成25年度)

区分	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	23.03月分	28.78月分
	勤続25年	32.83月分	38.95月分
	勤続35年	46.55月分	55.86月分
	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (50歳以上で1年につき2%ずつ加算)		
1人当たり平均支給額	2,353万円		

(注) 1 本市は、山形県市町村職員退職手当組合に加え、国の制度と同様です。
 2 平均支給額は、平成25年度に退職した、普通会計に係る職員に支給された平均額です。

(ウ) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

区分	鶴岡市	国
扶養手当	○配偶者 13,000円 ○一般の扶養親族 6,500円 (配偶者のない場合1人のみ) 11,000円 ○扶養親族である子のうち、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算	同左
住居手当	○借家 限度額 27,000円	同左
通勤手当	通勤距離が片道2km以上に支給 ○交通機関利用 限度額 55,000円 ○自動車等の交通用具使用 限度額 55,000円	○交通機関利用 限度額 55,000円 ○自動車等の交通用具使用 限度額 24,500円
管理職手当	(行政職の例) 部長級 66,400円 次長級 57,500円 課長級 41,600円 主幹級 35,300円	(代表例) 本府省・課長(一種) 130,300円 本府省・室長(二種) 94,000円 府県単位機関・部長(三種) 72,700円 管区機関・課長(四種) 62,300円 府県単位機関・課長(五種) 49,600円 本府省課長補佐 33,200円

(工) 時間外勤務手当

	支給年額	職員1人当たり支給額
平成25年度	2億8,759万円	年額23万1千円
平成24年度	2億6,302万円	年額20万7千円

(注) 支給年額及び職員1人当たり支給額は、普通会計に係る職員に支給された額です。

(オ) 特殊勤務手当 (平成25年度)

手当の種類 (手当数)	16種類
代表的な手当の名称	支給額の多い手当 ○診療研究手当 ○診療業務手当 ○夜間看護手当
	支給職員数の多い手当 ○夜間看護手当 ○放射線取扱業務手当 ○診療研究・診療業務手当

(注) 代表的な手当の名称は、各区分の上位3つを記載しました。なお、廃止等によって、平成21年1月に手当の種類を48種類から16種類に削減しました。

⑧特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平成26年度月額	独自減額後の額	区分	平成26年度支給割合	
給料	市長	914,000円	731,200円 (△20%)	市長	6月期 1.375月分
	副市長	718,000円		副市長	12月期 1.475月分
	監査委員	559,000円		計	2.850月分
報酬	議長	510,000円	—	議長	
	副議長	470,000円		副議長	
	議員	445,000円		議員	

(注) 市長、副市長の給料月額は、平成18年4月に減額改定しました。さらに臨時的独自減額措置を18年度から継続しています。

市の人事行政の運営等の状況について①

「地方公務員法」及び「鶴岡市人事行政の運営等の状況に関する条例」に基づき、職員の給与、職員数、勤務条件等について、その概要をお知らせします。

なお、厳しい行財政状況のため、特別職については市長が20%、副市長が13%、常勤の監査委員・教育長が7.5%の給料の臨時的減額を継続しています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

①部門別職員数（各年度4月1日現在）

区分	職員数（人）		増減	
	平成25年度	平成26年度		
一般行政	議会	8	8	0
	総務	214	208	△6
	税務	88	83	△5
	労働	2	2	0
	農林水産	103	101	△2
	商工	41	40	△1
	土木	96	92	△4
	民生	153	150	△3
	衛生	102	91	△11
	小計	807	775	△32
特別行政	教育	232	224	△8
	消防	207	206	△1
	小計	439	430	△9
公営企業等	病院	606	621	15
	水道	45	44	△1
	下水道	27	25	△2
	その他	65	63	△2
	小計	743	753	10
合計	1,989	1,958	△31	

②採用・退職の状況（平成25年度）

区分	採用（人）	退職（人）
行政	29	59
保健師	0	1
保育士	2	4
医師	14	10
医療技術職	3	2
看護師	21	13
消防士	8	11
技能職	0	5
合計	77	105

③職員採用競争試験の状況（平成25年度）

区分	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率
上級行政	132	15	8.8
初級行政	13	3	4.3
上級土木	6	0	—
臨床検査技師	2	2	1.0
理学療法士	1	1	1.0
看護師	23	23	1.0
消防士	50	13	3.8
合計	227	57	4.0

2 職員の給与の状況

（注）数値については、平成26年度公務員給与実態調査（平成26年4月実施）等によるものです。

①人件費の状況（平成25年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (H26.3.31 現在)	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B/A）	平成24年度の人件費率
133,831人	660億3,019万円	6億7,255万円	104億2,372万円	15.8%	17.3%

（注）人件費には、共済費及び特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。

②職員給与費の状況（平成26年度普通会計予算）

職員数（A）	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	1人当たりの給与費（B/A）
1,280人	51億4,730万円	9億1,975万円	18億2,968万円	78億9,673万円	616万円

（注）1 職員手当には、退職手当を含みません。 2 平成26年度当初予算に計上された一般職の額です。

③職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

（平成26年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	338,561円	43歳4月
技能職	354,854円	50歳11月

（注）平均給料月額とは、平成26年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

④職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区分	鶴岡市		国		
	決定初任給	採用後2年経過日の給料月額	決定初任給	採用後2年経過日の給料月額	
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	総合職 181,200円 一般職 172,200円	198,200円 184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

①職員の福利厚生事業の概要

下記の表中の「共済組合」とは山形県市町村職員共済組合を、「互助会」とは山形県市町村職員互助会を指します。

(ア) 保健事業の概要（平成25年度）

事業名	事業概要	実施主体	
健康診断	○定期健康診断	市	
	○各種がん検診 胃がん検診（40歳以上の職員、30歳以上39歳以下の希望する職員） 大腸がん検診（40歳以上の職員） 肺がん検診（40歳以上の希望する職員） 前立腺がん検診（50歳以上の希望する職員） 子宮がん検診（20歳以上の希望する職員） 乳がん検診（30歳以上の希望する職員）	市 // // // 共済組合 //	
	人間ドック	○退職前（退職予定の50歳以上の希望する職員） 1泊2日 ○節目年齢（40歳または50歳の希望する職員） 1泊2日	互助会 //
	脳ドック	○優先型（45歳の希望する職員） 半日 ○希望型（46歳以上の希望する職員） 半日	互助会 //
	保健指導	○特定保健指導（支援対象者で希望する職員）	共済組合
	メンタルヘルスケア	○こころの健康相談 ○メンタルヘルス研修（課長等管理職、担当者向け）	市、共済組合 //

(注) 主なものを記載しました。

(イ) 給付事業の概要（平成25年度）

事項	共済組合	互助会
職員の死亡	○埋葬料 ○遺族共済年金	○弔慰金
職員の傷病	医療機関に支払うもの ○法定給付の額 職員に支給するもの ○高額療養費 ○一部負担金払戻金	○一部負担金補助金
職員の出産	○出産費	—

(注) 主なものを記載しました。

(ウ) 貸付事業の概要（平成25年度）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.66%	共済組合
在宅介護 対応住宅 貸付	300万円	2.40%	

(注) 主なものを記載しました。

②公務災害の発生状況（平成25年度）

	公務災害	通勤災害	計
認定件数	22件	2件	24件

③勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

平成25年度中 要求件数	平成25年度中処理件数		平成25年度末 係属件数
	却下	判定	
0件	0件		0件

④不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合には処分を取消し、修正の採決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対しその処分による不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

この事務は、山形県人事委員会に委託しています。

平成25年度中 申立て件数	平成25年度中処理件数		平成25年度末 係属件数
	却下	判定	
0件	0件		0件

市の人事行政の運営等の状況について②

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

1週間当たりの勤務時間	勤務開始時刻	勤務終了時刻	休憩時間	1日の勤務時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	7時間45分

②各種休暇等の概要

- 年次有給休暇 1年につき20日付与（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）
- 病気休暇 負傷・疾病で療養の必要があり、勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給の休暇
- 特別休暇 結婚、出産、親族の死亡その他特別の事由のため勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇
- 介護休暇 配偶者、父母、子等の負傷、疾病または老齢によって2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のある者を介護するため、勤務しないことが相当である場合に認められる無給の休暇
- 育児休業 子が3歳に達する日までを限度とした無給の休業（子が小学校就学の始期に達するまでに限り認められ、勤務時間に応じて有給の「育児短時間勤務制度」もあり）

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

①分限処分者数（平成25年度）

分限処分とは、職員が職務を十分に遂行できない場合等に、公務の能率維持と適正運営を目的とする処分です。

区分	処分者数（人）
降給	0
降任	0
休職	11
免職	0

②懲戒処分者数（平成25年度）

懲戒処分とは、職員の非違行為に対し道義的責任を追及することによって公務の規律と秩序の維持を目的とする制裁的な処分です。

区分	処分者数（人）
戒告	0
減給	1
停職	0
免職	0

5 職員のサービスの状況

①営利企業への従事許可

地方公務員法の規定に基づき、職員は、任命権者の許可なく、営利企業の役員等への就任、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業に従事することは禁止されています。許可される場合の主な例として次のものがあります。

- 職員が居住地区の消防団員として消火・水防業務等に従事する場合
- 国勢調査員として業務に従事する場合

②職務専念義務の免除

地方公務員法の規定に基づき、法律その他条例に特別の定めがある場合を除き、勤務時間中、職務に専念する義務が課せられています。例外的に、職務専念義務が免除される場合の主な例として次のものがあります。

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合（山形県市町村職員共済組合事業に参加する場合等）

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①研修の状況（平成25年度）

研修体系	研修目的	研修内容・派遣機関	受講 延人数（人）
一般研修	職務遂行に必要な知識、技能、態度等を修得するために階層別研修	新規採用職員研修 係長級職員研修 課長補佐・主査級職員研修	342
特別研修	より専門的な知識や技能等を修得するために階層別研修	地区担当職員研修	129
派遣研修	専門的な知識や技術等を修得するため、職員を各種研修機関や団体等に派遣して行う研修	山形県市町村職員研修所 市町村アカデミー 自治大学校	65
自主研修	市行政の能率的な運営に資するため、職員の自己啓発意欲に基づく自主的な研修	個人…25人 団体…1団体（29人）	54
合計			590

②勤務評定の状況（平成25年度）

(ア)昇給の場合

毎年1月1日現在において、原則として各職員の前1年間の勤務実績を判定し、その結果、昇給を決定しています。

(イ)昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格を決定しています。

(注)昇格とは、給与条例に基づく級が上がることです。昇任とは、上位の職（職名）になることです（6ページ「⑥一般行政職の級別職員数の状況」の表参照）。

(注)派遣研修の研修内容・派遣機関については、主なものを記載しました。

☎本所課税課 ☎内線201または各地域庁舎税務担当へ

2月2日から申告書提出ポストを設置します

市・県民税及び確定申告書の提出に使用できます。確定申告書はそのまま鶴岡税務署に回送しますので、ご本人控えは入れないでください。受付印は押せません。

- 設置期間 2月2日⑨～3月16日⑨
午前8時30分～午後5時
- 設置場所 本所課税課及び各地域庁舎

市・県民税の申告をする方へ

◆申告書の提出は郵送が簡単です

申告会場は混み合いますので郵送申告をお勧めします。「申告の手引き」を参考に、申告書に同封の返信用封筒（切手不要）で郵送してください。

社会保険料や生命保険、医療費控除の領収書などの証明書は必ず同封してください。返却できませんので障害者手帳等はコピーを同封してください。



◆申告会場には集計等を済ませ早目の来場を

営業や農業の収支計算、医療費控除の集計を済ませご来場ください。必要書類がない場合や集計が済んでいない場合、その場で申告を受けられないことがあります。

■日時 2月16日⑨～3月16日⑨(土曜・日曜日を除く) 午前9時～午後4時(受付は8時30分～)

庁舎	会場	問合せ
本所	2階常設会場	☎25 - 2111内線201
藤島	3階大会議室	☎64 - 2111内線122
羽黒	羽黒保健センター1階	☎62 - 2111内線122
櫛引	1階第1会議室	☎57 - 2112内線234
朝日	4階大会議室	☎53 - 2111内線420
温海	5階501会議室	☎43 - 4623
	地区会場：2月16日⑨～25日⑩	

※どの会場でも申告を受け付けます。
※各地域庁舎会場の詳細は、広報「つるおか」1月号各地域版（羽黒地域はチラシ）をご確認ください。

譲渡所得税・贈与税について

- 土地・建物の譲渡収入があった方は、税務署へご相談ください（市・県・国の収用や、農地の譲渡の場合は、本所課税課または各地域庁舎税務担当へ）。
- ※収用等の場合、特別控除によって所得税はかからなくても、税の扶養親族になれない場合や、市・県民税の均等割が課税される場合があります（特

所得税の確定申告等をする方へ

◆申告・納税の期限

- 所得税・復興特別所得税、贈与税 3月16日⑨
- 個人事業者の消費税 3月31日⑩

◆確定申告書等の作成会場

開設期間	会場
2月9日⑨～3月16日⑨午前10時～午後4時（土曜・日曜日、祝日を除く）	エスモール2階

※開設期間中、鶴岡税務署で申告書作成は行いません。

◆申告にはe-TAXが便利です

e-TAXで所得税・贈与税・消費税等確定申告書の送信ができます。3月16日⑨まで原則24時間利用できます。

メリット 自動計算で申告書が作成され、計算誤りがありません。書類添付も省略でき、税金の還付もスピーディーです

- ※e-TAXを利用するときは、住民基本台帳カードやICカードリーダーを準備してください。
- ※e-TAXでは、事前に税務署へ届出をした口座からワンクリックで納付できる便利な「ダイレクト納付」が利用できます。

◆国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で確定申告書を作成・印刷し郵送で提出できます

※申告書控えに受付印が必要な方は返信用封筒を同封するか税務署または作成会場へお越しください。

▷所得税等に関する問合せ等は

国税局電話相談センター☎22 - 1401 または国税庁ホームページへ。

税の申告はお早目に！ 3月16日^①まで

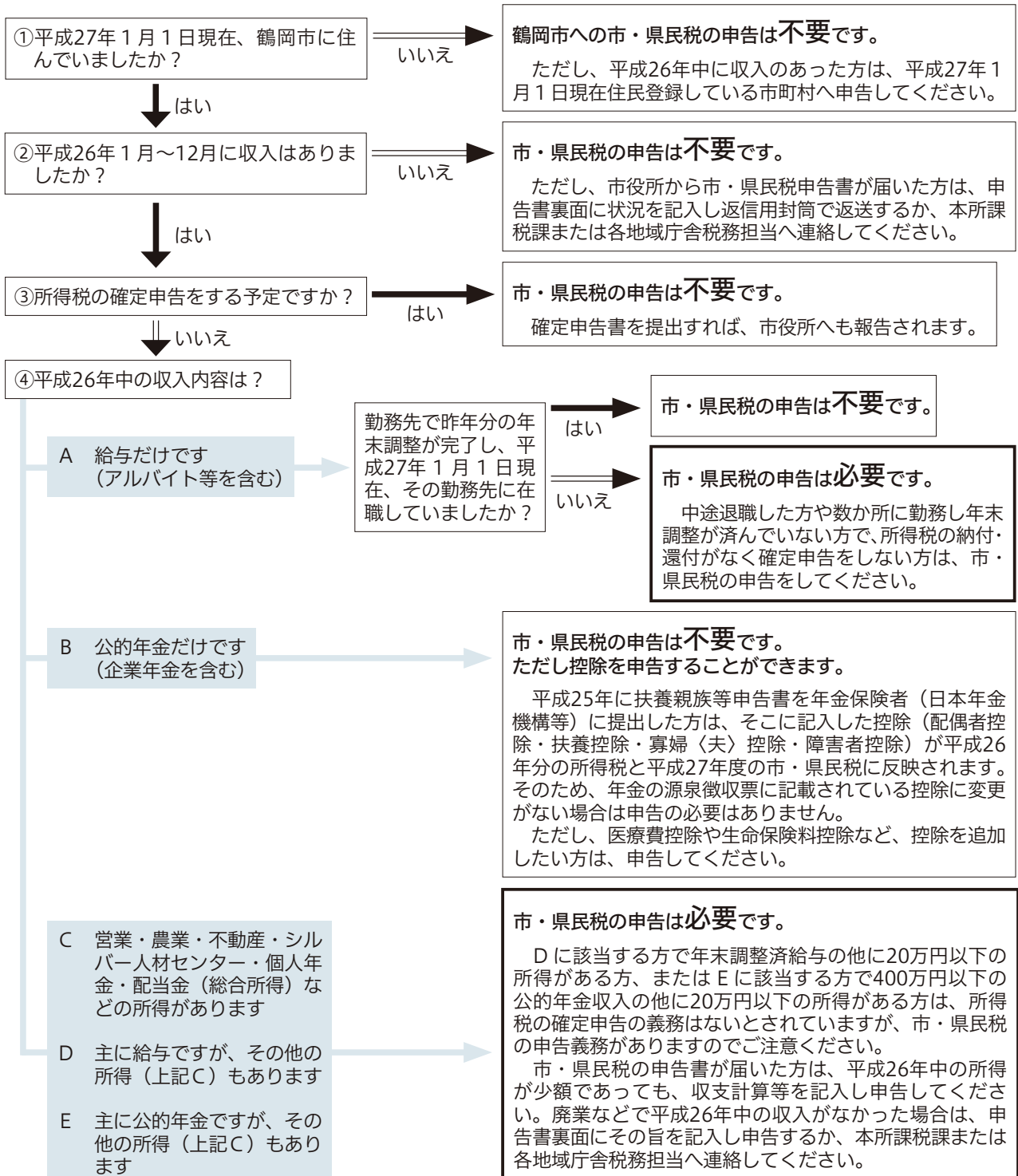
税の申告は、その内容が市・県民税、国民健康保険税、所得・課税証明書などの資料となる大切なものです。本市では、前年実績を基に市・県民税の申告義務があると考えられる方へ、申告書を1月下旬～2月上旬に発送します。

申告書が届かない方でも、市・県民税の申告が必要な場合がありますので、下記の表で確認しましょう。

▷市・県民税申告書が必要な方

本所課税課へ問い合わせるか、市ホームページ「課税課」からダウンロードしてください。

市・県民税の申告が必要か確認を



未来の世代へ"健康"の贈り物～「鶴岡みらい健康調査」最新情報②

岡本所政策企画課 ☎内線525

慶應義塾大学先端生命科学研究所が開発したメタボローム解析技術を取り入れた鶴岡発の予防医学の取り組みとして、平成24年度にスタートした「鶴岡みらい健康調査」。市民の皆さんの健康寿命延伸への貢献と、健康・福祉分野における次世代の産業づくりを目指す本調査の最新情報をお伝えします。



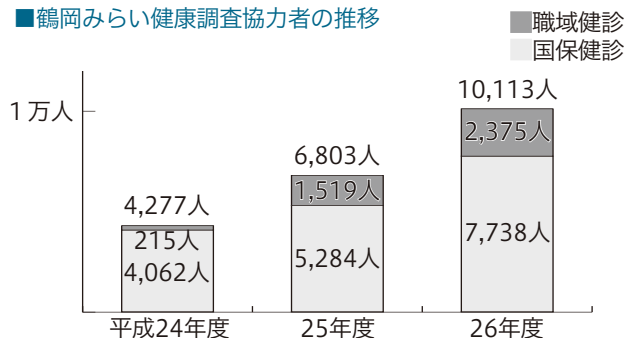
▶ 鶴岡みらい健康調査とは

がん、脳卒中、心臓病等の発症に、体質的な要因と生活習慣がどのように関わっているかを解明し、病気を予測する指標を発見するなど、地域ぐるみで長期にわたり取り組む調査です。

協力者1万人を達成

平成24年に調査を始め、昨年11月には協力者が1万人を超えました。1万人を超える大規模な健康調査は国内では14しか登録されていない貴重な取り組みです。多くの皆さんのご協力に感謝します。

■ 鶴岡みらい健康調査協力者の推移



これからの活動計画

平成27年度には、1万人を超えるベースライン調査協力者のフォローアップ調査を開始し、新しい健診の開発と地域の健康づくりに取り組みます。フォローアップ調査では、病気の発症調査や健診時のメタボローム調査などの追加調査を行います。調査の成果は地域の保健師と共有し、地区の保健活動に生かします。また、地域に出向き健康講話を行ってきましたが、今後も地域の健康づくり事業に積極的に取り組んでいきます。

平成24年～26年

平成27年～

1 新しい予防指標の開発
病気の早期発見と予防を目指します

2 地域の健康づくり
からだ館を中心に健康・活力の場を作ります

25年以上に及ぶ追跡調査と研究

ベースライン調査

フォローアップ調査



これまでの研究成果

飲酒やメタボリック症候群など、健康と密接に関わる生活習慣や健康状態に応じて、体内のメタボローム(代謝物質)が違うことが明らかになりました。

新しい予防医学の実現に向けて、国内外の専門学会でこの研究成果を発表しました。

▶ 飲酒習慣とメタボローム

1日に約2合以上飲酒する習慣のある人と、飲酒しない人では、26の代謝経路に違いがありました。1日に2合以上飲む人は、肝疾患や高血圧になりやすいことが知られていますが、そうした飲酒習慣が原因となる病気を予測できる血液内物質を複数特定することができました。

▶ 肥満“メタボ”とメタボローム

内臓脂肪型肥満が原因の“メタボ”は、名前が似ているメタボロームにも密接な関係があります。特に血中のアミノ酸代謝と強く関連していることが明らかになりました。追跡研究を続け、脳卒中等の予防につなげます。

鶴岡みらい健康調査セミナーのお知らせ

健康長寿研究最前線

百寿者への健康調査で明らかになった、**健康寿命を支える体と心の健康**を取り上げます。みらい健康調査を含む南東北地方で行われている3つの健康調査についても報告します。

- 日 時 3月15日(土)午後1時30分
- 会 場 先端研究産業支援センター
- 申込み 氏名、電話番号、参加人数を慶大先端生命研 ☎29-0805 または 本所政策企画課 ☎内線525へ

景観計画に関する事前届出

問制度全般…本所都市計画課 ☎内線464 大鳥居周辺…東部建設事務室（羽黒庁舎） ☎内線275

本市では良好な景観形成を目的として「鶴岡市景観計画」を策定し景観づくりに力を入れています。中でも大規模な建築物・工作物の新增改築、色の塗り替え等については条例に基づき、事前届出が必要です。

大きな建物は周辺の景観を大きく変える可能性があることから、事前届出によって外観の色彩などをコントロールし、良好な景観を維持・発展させようというものです。

大店舗や集合住宅、工場だけでなく、一般住宅でも1つの敷地に複数の建物（住宅であれば母屋・物置・車庫など）があれば届出対象となる場合があります。また、既に建っている建物等でも外壁の修繕や色の塗り替えなども対象になりますので、工事の前に届出対象かお問い合わせください。

このようなとき、事前届出が必要

▷以下の面積・高さを超える建築物・工作物の新增改築や移転、外観の修繕や模様替え・色彩変更

- 建築物
…建築面積500㎡または高さ13m
- 工作物（例：アンテナ鉄塔など）
…高さ15m

※美咲町の一部と、羽黒地域の大鳥居周辺では個別の制限を設けていますので、規模に関わらず事前にご相談ください。

地区計画制度に関する事前届出

問本所都市計画課 ☎内線463

地区計画制度は、このような制度です

地区計画とは、良好な住環境をつくり、将来へ守っていくために定められた、詳細なまちづくりのルールです。個々の住宅についてルールを定めることで、地区全体の住環境を整えていくまちづくりの方法で、現在、8地区で実施しています。「建物の建て詰まりの防止」「住宅の日照・通風の確保」「防火・堆雪スペースの確保」「緑あふれるまちなみの形成」「景観に配慮したまちなみの形成」を実現するため、建物の用途、垣や塀の構造と高さ、広告物について規制（一部、条例化）があり、届出が必要な場合があります。

■地区計画制度の実施地区

- …お住まいの地区をご確認ください
- ①伊勢横内地区（伊勢原町の一部）
- ②茅原地区（茅原町・草草見鶴の各一部）
- ③南部地区（桜新町、ほなみ町、苗津町・長者町・東原町の各一部）
- ④大山向町地区（平成町）
- ⑤西部地区（美咲町の一部）
- ⑥遠賀原地区（千石町・のぞみ町の各一部）
- ⑦北部地区（大宝寺字日本国の一部）
- ⑧小真木原地区（日枝字小真木原の一部）

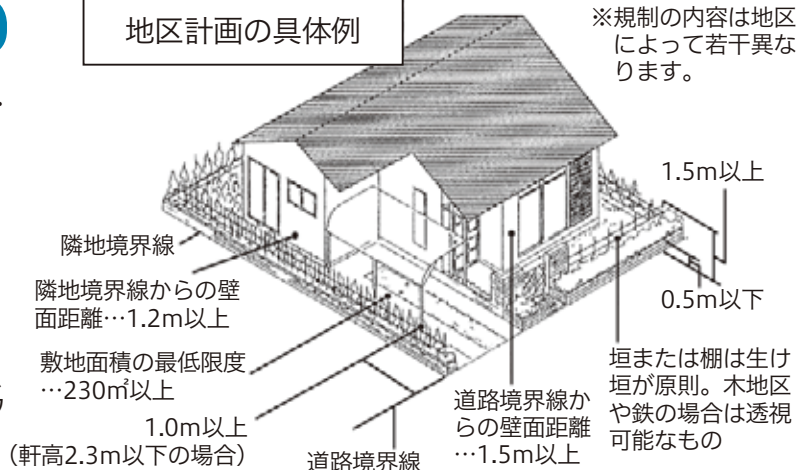
このようなとき、事前届出が必要

▷実施地区内で以下を建築（増築等含む）・設置

- 住宅
- 車庫（カーポート）
- 物置（プレハブ物置）
- サンルーム、風除室
- 門、塀、フェンス、生け垣、看板等

※届出用紙は本所都市計画課で配布の他、市ホームページ「都市計画課」からダウンロードできます。

地区計画の具体例



市政



公立保育園にパート職員として勤務する
保育補助 募集

募集人数 若干名 **届**履歴書をお持ちの上、本所子育て推進課☎内線152へ **他**申込み時に臨時職員登録申込書の記入が必要

鶴岡市子ども読書活動推進計画
(案)への意見をお聞かせください

市では、読書が育む力に対する意識を共有し、全ての子どもがいつでもどこでも読書に親しめる環境を整えるために「鶴岡市子ども読書活動推進計画」の策定を進めています。同計画(案)がまとまりましたので、この案に対するご意見をお聞かせください。同計画(案)は、市HP「意見公募(パブリックコメント)」に掲載しているほか、図書館本館及び分館でも閲覧可能です。ご意見は2月3日④〜24日④に、直接または郵便、ファクス、電子メールで図書館本館及び分館へお寄せください。**函**市内に在住または通勤・通学している方及び市内に住所を有する法人 **問** 図書館本館☎25・25225

福祉



民生委員児童委員が
委嘱されました

困りごと等気軽に相談ください。

次の方が委嘱されました。(敬称略)

▽第1民生区(第一学区)：横山邦夫(本町二丁目一日市会、本町二丁目七日町) **▽**第6民生区(第六学区)：佐藤裕子(美咲町) **▽**藤島地区(藤島地域)：佐久間俊子(添川4区・5区) **問**本所福祉課☎内線139

年金・医療



未就学児の子育て支援医療証の
更新手続きを忘れていませんか

子育て支援医療証には有効期限があり、未就学児の医療証は窓口での更新手続きが必要です。期限が近づいたら忘れずに更新手続きをしてください。期限を過ぎると申請月の初日までしか遡ることができません。

持印鑑、子供の保険証、現在使用している医療証、転入した方や扶養者の住所が本市にない方は扶養者の前年または前々年の所得額等を証明できるもの **問**本所国保年金課☎内線128または各地域庁舎市民福祉課へ

後期高齢者医療保険料が
未納になっていませんか

後期高齢者医療保険料の納付は、原則として年金からの差引き(特別徴収)ですが、次の方は年金から差引きできないため、納付書(後期高齢者医療保険料納付書兼納付済通知書)で納めることとなります。

▽差引き対象の年金が年額18万円未満の方 **▽**介護保険料と後期高齢者医療

保険料の合計額が年金額の2分の1を超える方 **▽**新たに後期高齢者医療制度に加入した方(昨年6月1日以降に加入した方は、今年度の保険料の全額を納付書で納めることとなります)

▽保険料額が途中で変更になった方(保険料額の変更によって特別徴収が途中で停止となった方、保険料が増額となったため追加で納める保険料が発生した方には納付書をお送りしています。保険料の変更通知とあわせて納付書が届いた場合は、忘れずに納めてください)

保険料は、納付書に記載の納期限までに納めてください。納付方法が分からない方、納付書を紛失した方は、お問い合わせください。

▽口座振替について

納付書が届いた方で口座振替を希望する方は、金融機関等で手続きをする方、本人または家族の口座から、口座振替で保険料を納めることができます。ただし、納期限を過ぎた保険料は引き落とされないため、納付書で納めてください。

なお、以前に国民健康保険等で使用していた振替口座は引き継がれませんので、新たに口座振替の申込みが必要です。

問本所国保年金課☎内線127または各地域庁舎市民福祉課へ

福祉医療証(身・子・親)を
お持ちの方へ

福祉医療で負担した医療費が高額療養費の対象となった場合は、市が代理

で保険者へ高額療養費請求(代理請求)を行います。該当した場合は、高額療養費代理請求及び受領委任状を送付します。必要事項を記入し、提出してください。

また、県外の医療機関で受診した場合は、医療機関窓口での自己負担額の助成は受けられません。後日、支給申請においでください。

持印鑑、領収書、保険証、福祉医療証通帳(未成年の場合は健康保険で扶養している方名義のもの) **問**本所国保年金課☎内線128または各地域庁舎市民福祉課へ

子育て・教育



2月は児童手当支給月です

児童手当は、中学校修了前の児童を養育している方に年3回(6月・10月・2月)支給されます。

2月に支給される児童手当は、昨年10月〜今年1月の4か月分で、2月13日④が支給日です。

問本所子育て推進課☎内線151または各地域庁舎市民福祉課へ

税



軽自動車等の廃車・名義
変更の届出はお早目に

軽自動車税の賦課期日は4月1日です。原動機付自転車や軽自動車、小型

市役所第2駐車場が利用できなくなります

☎社会教育課（櫛引庁舎）☎57-4867

閉鎖日は2月3日(火)です

文化会館改築工事は、平成29年8月の完成を目指し、27年2月に建設現場で作業が始まります。これに伴い、致道館隣の市役所第2駐車場に現場事務所等を設置するため、2月3日に閉鎖し駐車場として利用できなくなります。

鶴岡公園周辺の文化施設等にお越しの際は周辺の公設駐車場をご利用ください。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

閉鎖日以降、建築資機材の搬入のため大型車両が出入りします。周辺道路を通行するときは、交通誘導等へご協力をお願いします。

【周辺の公設駐車場】

■普通車

- ▷ 鶴岡公園中央・南駐車場（約90台）【市民プール隣】
- ▷ // 東駐車場（約130台）【旧荘内病院跡地】
- ▷ // 西駐車場（約50台）【鶴岡タウンキャンパス西側】
- ▷ 市役所駐車場（土曜・日曜日、祝日のみ開放）

■大型車

- ▷ バス駐車場（4台）【鶴岡公園バラ園跡地】
- ▷ 鶴岡公園東駐車場（3台）【旧荘内病院跡地】
- ▷ // 西駐車場（4台）【鶴岡タウンキャンパス西側】

生活

灯油の購入に助成を行います

☎昨年12月20日④〜今年3月10日④に本市に居住し、世帯の全員が平成26年度市税非課税で、次のいずれかに該当する世帯（福祉施設入所者などを除く）①満65歳以上（昭和25年4月1日以前生まれ）の高齢者のみで構成される世帯（単身世帯含む）②重度要介護高齢者（要介護4または5の認定を受けている方）がいる世帯③重度障害者（身体障害者手帳1・2級、療



二輪車等を廃車あるいは譲渡する方、または相続した方は、廃車届や名義変更届が必要で、3月末は窓口が大変混み合いますので、廃車等をする場合は早目に手続きをしてください。
▼原動機付自転車・小型特殊自動車・税率：本所課税課☎内線206または各地域庁舎税務担当へ
▼軽自動車：軽自動車検査協会（三川町）☎050・3816・1836または県自動車協会田川支部（市内大宝寺町）☎24・1522へ
▼軽二輪車：軽自動車協会（三川町）☎68・0611
▼小型二輪車：山形運輸支局庄内自動車検査登録事務所（三川町）☎050・5540・2014
☎本所課税課☎内線206 他軽自動車・小型二輪車に関する問合せのときは車検証をご用意ください

その他

立候補届出予定者説明会 及び出納責任者説明会

4月12日④執行予定の山形県議会議員選挙に関する説明会です。
☎3月9日④午前10時 場庄内総合支庁 山形県選挙管理委員会庄内地方事務所☎66・5418

2月は「省エネルギー月間」

寒さの厳しい2月は、1年のうちでも特にエネルギー消費量が増大します。家庭やオフィスで、一人ひとりが省エネルギー・省資源化へ向けた取り組みを実践して地球温暖化防止に努め



育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方）がいる世帯④ひと親世帯（満18歳未満（平成8年4月2日以降生まれ）の子を養育している母子・父子家庭、または両親のいない家庭等）
■助成内容 5,000円分の助成券（灯油購入時に販売店へ提示してください）
☎3月10日④まで本所福祉課☎内線139、本所長寿介護課☎内線182、本所子育て推進課☎内線151または各地域庁舎市民福祉課へ 他該当する世帯へ申請書を送付していますが、届いていないときはお問い合わせください

動物を捨てないでください

マナーを守って人と動物が気持ちよく共生きましょ

ましよう。
■家庭やオフィスでの省エネ活動の例
▽肌寒いときは1枚余分に着る
▽暖房は室温20度を目安に温度調節する
▽扇風機などを上手に使い、天井と床付近の室温を均等に保つ
▽丈の長い厚目のカーテンを使い、冷気の侵入を防ぐ
▽暖房機器や電気製品の不要なつけっぱなしをしない
▽電気製品を長時間使わないときはコンセントからプラグを抜く
▽電気・ガス・石油機器などを買うときは省エネ性能の高いものを選ぶ
▽冷蔵庫内は季節に合わせて温度を調節し、物を詰め込みすぎない
▽シャワーのお湯はこまめに止める
▽車の運転ではエコドライブを実践して燃費効率の向上を図る
☎本所環境課☎内線720

犬や猫などの愛護動物を虐待したり、捨てたり（遺棄）することは犯罪です。違反すると懲役や罰金に処せられます。毎年春を迎えると、たくさん捨て猫などが庄内地区動物管理センターへ持ち込まれ、その多くは殺処分されています。命ある動物を絶対に捨てないでください。繁殖を望まない（生まれても責任を持って飼えない）場合は、不妊・去勢手術をしてください。
また、どうしても飼えない事情がある場合は庄内保健所☎66・4748へご相談ください（新しい飼い主への譲渡事業も行っています）。
☎健康課（にこふる）☎内線362